

令和5年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会

日時：令和6年3月27日

場所：大阪府立障がい者自立センター

1階 大会議室

《開会》

○司会 ただ今から「令和5年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を開催させていただきます。

委員の皆様にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、会議の開会に先立ち、大阪府福祉部の医療監よりご挨拶申し上げます。

○医療監 本日は、皆さま方におかれましては年度末の大変お忙しいところ、今日は3月27日ということで、現実で言うと今日を含めたら今年度残り6日しかないという状況でございますが、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今年のちょうど今ごろですと、ようやく新型コロナも一応だいぶ落ち着いてきたというような話ができたと記憶があると思っておりますが、今年度に入りまして、今ほぼほぼ新型コロナの話も影を潜めまして、この3月31日をもって新型コロナに関するいろいろな事業施策というものはいったん終了すると言えるところまで来たのかなと。私もずっと、コロナ対策、本庁でも対応をしておりましたが、ちょっと感慨深いところでございます。

ただ、実際感染症自体はまだございますし、他にもインフルエンザや最近では劇症型溶血性レンサ球菌感染症といったものもまだあるということでございますので、引き続き手洗い、うがい、こういった感染対策の励行は、これからも府民の皆さまにお願いしていきたいと考えております。

さて、今回の部会でございますが、地域ネットワークの再構築や普及啓発及び人材育成、高次脳機能障がい児支援等につきまして、ご意見をちょうだいいたしました。本日は、第1回でのご意見を踏まえまして、事務局で作成いたしました取組案につきまして、ご議論をお願いしたいと考えております。

皆さま方のご経験ならびに見識を持ちまして、本部会で活発にご議論をちょうだいいただけることをお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

《委員紹介》

○司会（地域生活支援課） それでは、本日出席の委員の皆さまをお手元の名簿に沿ってご紹介させていただきます。五十音順でご紹介させていただきます。

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会 事務局長の石橋委員でございます。

社会福祉法人 豊中きらら福社会 第2工房「羅針盤」 施設長の奥田委員でございます。

社会福祉法人大阪肢体不自由者協会 障害者相談支援センターかたの 管理者の仲委員でございます。

なやクリニック 副院長の納谷委員でございます。

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課長の三浦委員でございます。

一般社団法人 大阪府医師会 理事の前川委員でございます。

続きまして、事務局ですが、大阪府福祉部障がい福祉室の地域生活支援課及び大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターが出席しておりますので、よろしくお願いたします。なお、本日は委員11名中6名のご出席をいただいております、『高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱』の第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを申し添えます。

《資料確認》

○司会 それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、委員名簿、配席図、本部会の運営要綱と、本日の資料1～資料3と、参考資料としまして、参考資料の1～5を机上に準備させていただいておりますが、不足のものはございませんでしょうか。

《会議の運営確認》

○司会 なお、本協議会につきましては、会議の趣旨を踏まえ、大阪府の『会議の公開に関する指針』の趣旨に基づき公開で実施することとしております。個人のプライバシーに関する内容について、ご議論いただく場合は、一部非公開ということになりますので、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、各委員におかれましてはプライバシーに関わるご発言をされる場合は、事前に事務局までお申し出いただきたいと思っております。

それでは、早速ですが、議題に移りたいと存じます。ここからの進行は、納谷部会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○部会長 よろしくお願いたします。ここには、大阪府の高次脳機能障がいに関係する方々にたくさんご出席いただいておりますので、いろいろご意見をいただきまして、少しでも高次脳機能障がいの支援に向けた対策が進むことを目指して頑張っていきたいと思っております。皆さん、ご協力よろしくお願いたします。

《議題1》

○部会長 それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

まず、最初の議題は「地域支援ネットワークの再構築について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題1「地域支援ネットワークの再構築」について、私、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課より説明させていただきます。

それでは、資料1の1ページ目をご覧ください。令和3年度第2回部会において、地域支援ネットワークを再構築するための研修を実施していきたいとご説明させていただき、令

和4年度は、そのための仕組みづくりを行い、今年度令和5年度からは府内の2圏域で研修を実施することとしておりました。

1番の「令和5年度の取組み」の欄をご覧ください。令和5年度は、中河内圏域及び泉州圏域の2圏域で研修を実施しました。中河内圏域につきまして、令和5年9月の7日に1度研修を実施した旨を前回は説明させていただきましたが、2回目の研修を開催することとなり、令和6年3月7日に第2回の研修を開催しました。泉州圏域については、令和5年11月の12日に研修を開催しました。参加機関、研修内容及びアンケートでの主な意見については資料に記載のとおりです。

どの研修につきましても、多くの職種、多くの機関からご参加いただき、アンケートでも、「今後縦・横のつながりを意識していきたい」「関係機関のネットワークが大切だと思った」などの意見をいただいています。なお、参加機関やアンケート結果につきましては、紙面の都合上例示列挙とさせていただいておりますのでご了承ください。

泉州圏域と中河内圏域については今後とも、圏域ネットワークの維持・拡充をしていけるよう、府として積極的に関わりを持ち、後方支援を行っていく予定です。また、圏域内の市町村に対しては、研修の結果をフィードバックするとともに、引き続き圏域ネットワークの円滑な運営ができるよう協力を依頼する予定です。

2ページ目をご覧ください。2ページ目には、来年度の研修実施に向けた取組状況等を記載させていただいております。令和6年度は、北河内圏域及び三島圏域の2圏域で研修を実施予定としており、今年度は事務局メンバー等の調整を行いました。各圏域における事務局メンバーは資料に記載のとおりです。このメンバーでひとまず事務局の立ち上げをさせていただいたのですが、このメンバーでの固定ということではなくて、今後事務局に入りたいという機関がもし出てきた場合には、事務局に入っていただくという方向で考えております。

北河内圏域については、令和6年の2月26日に事務局の顔合わせを行い、三島圏域は年度明けに事務局の顔合わせを実施予定です。併せて、今年度中に圏域内の全市町村に、圏域内のネットワーク再構築や研修実施に係る協力依頼を行いました。令和6年度は、北河内圏域・三島圏域の2圏域について地域支援ネットワークの再構築のための研修を実施する方向で調整していきます。

3ページ目をご覧ください。ここで、「泉州圏域高次脳機能障がい支援ネットワーク」ということで、現在も圏域内で地域支援ネットワークが機能している泉州圏域に関しまして、葛城病院さまにネットワークの活動状況等についてご説明やご報告をいただければと思います。

泉州圏域の報告を一つの参考として、皆さまには地域支援ネットワークを各圏域でつくっていく中で参考となる点や、抱えている課題をどのように解決していくのがよいかなど、さまざまなご意見をいただければと考えております。なお、地域支援ネットワークは各圏域で地域の実情等に応じてさまざまな形があってもかまいませんのでありますから、今回の泉

泉州圏域でのご報告は、あくまで地域支援ネットワークの一例としてのご説明であり、全ての圏域がこの泉州圏域のとおり形成・活動しなければいけないといった意図はないことを最初に念のため申し添えます。それでは、よろしく願いいたします。

○葛城病院 よろしく願いいたします。葛城病院です。今回地域別実践研修のことを主に報告したいと思います。資料に沿って報告したいと思います。

泉州地域は、堺市を含まず、それより南を範囲としまして、和泉市から岬町まで幅広い縦長の地形をしていますので、この作業部会というのができたのは、およそ10年前ぐらいになります。10年前ぐらいに高次脳機能障がいへの支援を葛城病院だけでやっていくのは到底無理だということで、泉州北であれば府中病院さんとか、あとは泉州南では大阪リハビリテーション病院とか、阪南市民病院、七山病院さんと手を組みながら。

あと、ポイントとしては、泉州北であったり、就業・生活支援センターが三つありますので、それぞれを3圏域に分けて、ネットワークをつくっていきましょうということで、ご協力をいただいたのが始まりです。

今は、それぞれが独自で連携を取ってくださいます。各作業所、就労継続支援A型、B型事業所であったり、移行支援事業所と連携して、それぞれの地域でネットワークをつくっていただいているということで、それが10年ぐらいたつと、例えば高次脳機能障がいの診断書を作成してくれる医師がいなくても、町医者の医師に頼んで作成してくれるというような、ボトムアップの地域を目指しているということになります。

4ページ目ですね、5段目を見ていただきますと、今まで平成25年からネットワーク会議を実践してきた内容になります。参加者はばらつきがあるんですが、主に岸和田市で行っています研修会は100名ぐらいいはなっているんですが、南の阪南市とかで開催するときには少しニーズが少ないという結果になります。

もう一つは、当事者が参加していただいて発表していただくというような内容に関しては、3回ぐらいいあると思うんですが、そこは参加者がやはり多く、アンケート結果も非常に参考になるというような内容が多かったと思います。

続きまして5ページ目をお願いいたします。これが今年度11月14日に開催しました泉州圏域のネットワーク研修会で、4年ほどコロナ禍で研修を取りやめていたのですが、大阪府のご協力のもと、やっと開催することが、再開することができたということです。なかなか再開するきっかけがすごく難しかったのですが、ちょうど大阪府の方から依頼を受けたということが、すごく助かったと思います。

講演内容は、これは毎年あまり変わらないのですが、当院の医師に高次脳機能障がいの基礎的な話をさせていただきました。

2部として事例報告で、障がい者就業・生活支援センターさんや就労継続支援B型事業所、病院で連携した事例ということで、重度の高次脳機能障がいの方の事例の検討ということにしました。医師の方から、この事例についての脳機能をメインに基礎的な知識を報告していただいた後に、この事例の具体的な支援について報告して、その後グループワークをする

流れで実施しました。事務局会議は2回させていただいたのですが、そこでは基礎的な知識よりも、もうちょっと応用的な内容にしていきたいということをお話したのですが、事業所等で人員が変わりまして、今までやってきた勉強が、今までやってきた研修会に参加した人たちがそこからいなくなっているということもあり、まだ地域で応用的なところまでできるような知識が根付いていない可能性があるということが一番の理由として、もう一回基礎知識からやり直すということをしています。

続きまして裏面の6ページ目、研修会を振り返りました。当日作業部会のメンバーが20名、七山病院さんとか病院関係、そして障がい者就業・生活支援センターさん、基幹包括支援センターいずみさの、あとは市町村、岸和田市と貝塚市の障がい支援課の職員の方にご協力いただきまして、事前に会議を2回しております。ここでは、事例についていろいろまとめて、情報を共有していこうということだったんですが、なかなか知識的な面とか、例えばこの事例は本当に記憶障がいがあるのかなのかということの話から始まったので、まだまだその認識、基礎知識が十分に共有できていない中で、事例検討というのは確かに難しいなということが挙げられました。

参加者は、主に作業所B型の方と、社協さんが多かったです。ケアマネさん、あとは当事者の方も入られました。ここで、岸和田市さんとか貝塚市さんにも、作業部会として事前の会議に参加していただいて、相談支援員さんの参加を促していただきたいということだったのですが、相談支援員さんの参加がほとんどない状況でした。企業への参加はまだ開始していなかったのですが、相談支援員さんがどれだけ参加してくれるかということも、今後の課題になりそうです。

アンケート結果では、やはり事例検討が難しいということと、あとは経験がどれだけあるかというアンケートも採ったのですが、経験なしという方が2割3割おられまして、その方たちが事例検討と一緒に経験している人たちと参加していくのも難しかったのが現状なので、今後事前に参加者リストをつくる時には、どれだけ経験があるかとかも考慮した上で開催してもいいのかなというふうに今は思っています。経験していない、経験のない方は、そのグループで経験のある方がある程度基礎的なことも、グループワークで話していければいいのかなと思います。

7ページ目です。これは、このネットワークを通して支援マップを作成したという資料です。中には病院の情報とか、あとは泉州で同意を得たB型事業所とか移行支援事業所の一覧を載せています。これは葛城病院のホームページ上でも取ることができますし、大阪府のホームページの方にも掲載いただいているということです。今回の研修会でも、3事業所から新たにこのマップに載せてもいいという回答がありましたので、その変更、更新をしていきたいと思っています。

続きまして8ページ目のスライドです。8、9、10と、これは当院の医師が作成した資料になるのですが、なかなか高次脳機能障がいの診断、手帳の診断書、精神障がい者保健福祉手帳を作成していただける医師が少なかったということで、こういう症状で、患者さんに

8枚目のスライドですね。8ページ目のところを患者さんの家族に113項目ぐらいをチェックしていただいて、ある、ないをチェックしていただくということです。それを9ページ目のスライドに落とし込んで、それぞれ患者さんに配布、家族さんにも配布して、対応のヒントとか、それがどういうふうな障がい名になっているのかというようなことを説明するというような資料になっています。ここで、家族からこの症状がこれだけあるというのが具体的に聞けますので、診断書の作成がすごく楽になるというようなことで、普及いただいたらいいなおっしゃっていました。

10ページ目は、当事者の方に説明して、病状の理解とか気付きにつなげていくというような資料になっております。

最後11ページ目、今後の課題と方向性なんですけど、今は10年ぐらい持続してできているんですが、それ以上、成果としては本当にボトムアップで、各地域、病院、障がい者就業・生活支援センターさんがそれぞれ連携しながらその地域にあった事業所を発掘して展開しているというのは成果でありますけど、これがいつまで持続できるか、この先どこまで拡充できるかというのは、当院の医師が常勤ではなくなりまして、今後誰がリーダーシップを取っていけばいいかというのをすごく悩んでおります。大阪府のバックアップ、力添えをいただくと、本当により維持していけるかなというのもありますので、またご協力いただければと思います。

ネットワークの今後の目的ですが、企業ですね。実際に働いている企業をもう少し巻き込んでいくということと、あと、就労につながるケースは非常に多くなったのですが、質的な部分、働いてもなかなか自分の思いどおりの仕事をさせてもらえないとか、もう少しこういう仕事をしたいんだけど、なかなか機会を与えられない、キャリアアップしていきたいという方が障がい者雇用の合理的配慮のもとで、なかなか実際前に進めていない方がかなり多くおられますので、その辺の質的な支援の向上ということを今後の目的としていきたいと思っております。

以上で、長くなりましたが、報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。以上をもちまして、資料1「地域支援ネットワークの再構築」の説明を終わります。泉州圏域の抱える課題についてご意見をいただきますとともに、地域支援ネットワークの再構築についてであったり、取り組んだ内容、今後の進め方等についてご意見をいただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

○部会長 よろしいでしょうか。何かご質問がありましたら、泉州圏域は、かねてより葛城病院さんが頑張っておられる。

○委員 6ページに研修の振り返りというところで、相談支援の参加が非常に少なかったとありますが、事前に声を掛けただけでも、参加がなかったということなんですけど、その要因は相談支援事業所に、そもそも高次脳機能障がいに関する相談が少なかったのか、またそれ以外の理由があったのか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○葛城病院 具体的に岸和田市さん、貝塚市さんが候補をいただいたと思うんですが、実際

になぜ少ないかは、参加がなかったので声を聞いていないというのが実情なんです、実際に私のところの病院でも、相談支援員さんが付くケース自体が少ないというのは確かにあるなと思います。

岸和田市さんが積極的に相談支援員さんを対象に研修会を開いたときも、高次脳機能障がいへの支援をしたことがないという方がほとんどの状態だったので、もしかしたら必要性和興味というところが少ないのかなというふうに思います。憶測ですが、申し訳ございません。

○委員 すみません、追加の質問ですが、大阪府の地域支援者養成研修は、相談支援事業所のかたも参加していたような印象ですが、だいたい今どのぐらいの事業所が参加しているのか、おおよその参加者数が分かればお願いします。

○事務局 障がい者自立相談支援センターです。大阪府の方では、相談支援の方を対象に相談支援従事者研修というのをやっております、お手元の資料の、研修のことについて記載しているのがあると思うのですが。

すみません、議題2の右下の、資料でいきますと15ページ目なのですが、そちらに相談支援従事者研修の令和5年度の実績を載せております。令和4年度でいきますと、52名、令和5年度でいきますと60名の参加者がありまして、だいたい事業所から1、2名の参加がありますので、参加者数がほぼ事業所数になるかなと思います。

○部会長 他いかがですか。圏域において、さっき葛城病院さんからもありましたが、ネットワークを構築していくにあたり、各圏域で拠点となる医療機関がやっぱりちゃんとあることが非常に大事だと思います。多少遠くてもいいですが。

先日、福岡県に呼ばれて行ったんですが、福岡県は圏域を四つに分けているんです。各圏域の一つは市、一つは県、あとの二つはいわゆる市誘致の大学が拠点病院になっているんです。それぞれが中心になって、お医者さんがいらっしゃるといようなことで、やっぱり中心は大事ではないかと私はそのときに感じました。

もちろん、生活を支えるという意味では、広いネットワークにいるけど、何かあったら拠点病院に聞ける、あるいは拠点病院に受診できるということも非常に大事ななと思いました。

他ございませんか。後でもご意見をお伺いします。

《議題2》

○部会長 では次に、議題の2番目にいきたいと思います。啓発普及の方向性について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題2「高次脳機能障がいの普及啓発の方向性」について、引き続き大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課よりご説明いたします。

資料2をご覧ください。ページ数で言いますと、12ページ目になります。まずは1番「普及啓発イベント」についてです。府民を対象として普及啓発を図っていくことで、自分や家

族の身に起きたときの対応について知ることができ、その結果、適切な支援機関により早くつながることができると考えられることから、大阪府としてはこれまで、集客施設、中でもイオン株式会社さまとの包括連携協定に基づく公民連携の取組みとしまして、イオンモールにてイベントの実施による普及啓発を行ってまいりました。今年度の6月18日に、イオンモール茨木にてイベントを実施したということは前回もご説明したとおりですが、来年度も、イオンモール鶴見緑地にて今年の6月8日にイベントを実施する方向で調整しております。

来年度のイベントの内容についてですが、今年度で開催しましたイオンモール茨木でのイベントで、万博のマスコットキャラクターでありますミャクミャクとの撮影会など、万博のコラボという点が非常に盛り上がったということと、輪投げやお菓子掴みといった屋台も、買い物客の方たちなどの関心をより多く集められたという点から、それらは次回も引き続き実施の方向で考えております。

一方で、より一層にぎわい感を出すために、障がいのある方とそうでない方が共に楽しめるような障がい者スポーツ、例えばボッチャであったりとか、車いす体験の実施なども現在検討しているところです。

13ページ目をご覧ください。2番「普及啓発用ツール」についてです。普及啓発を行うため、府民や支援者の方たちなどが、いつでも気軽に知識を習得できるような普及啓発用ツールの作成・公開に向け、令和5年の8月と、あと今年度は令和5年の12月～令和6年の1月の計2回検討会を開催いたしました。令和5年度に作成予定でありました、①「事故や脳の病気のと、もしかすると…」については完成した旨を前回ご報告させていただきましたが②「診断してもらうには～発達障がい・認知症との違い～」についてもこのたび完成いたしましたので、今回皆さまにご覧いただければと思います。今から動画を流させていただきます。

<動画投影中>

ご覧いただき、ありがとうございます。資料の13ページ目に戻ります。13ページ目の下の表にあります①事故や脳の病気のと、もしかすると、という動画と、表で言うところの②番「診断してもらうには～発達障がい・認知症との違い～」という動画になるんですが、この①と②の2本につきましては、令和5年の12月に大阪府のホームページ上、YouTubeに動画を公開させていただいております。なので、いつでも府民の方であったり、支援者の方が動画を見ていただけるという状況に、現在あります。

令和6年度は「③家庭内でこんなことはありませんか？～事故や脳の病気のと、もしかすると～」、「④買い物先・銀行・役所でこんなことはありませんか？～事故や脳の病気のと、もしかすると～」の2本について、構成員の方のご意見を聞きながら制作していく予定です。

続きまして14ページ目をご覧ください。3番「大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」についてご説明いたします。当事業は、一般社団法人日本損害保険協会の助成事業である大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会の実行委員会に大阪府障がい者

自立相談支援センター職員が事務局として参画し、医療・福祉などの関連専門職、当事者やその家族と協力して講習会を実施しているものです。実行委員長は部会長が担われています。

今年度は「第4回大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」としまして令和5年11月12日に対面開催し、録画・編集した会の模様を後日 YouTube 上で限定公開しました。内容は、①高次脳機能障がいに関する基礎講座、②当事者・家族・支援者による体験談、③当事者・家族会の活動紹介という題材で公開しました。参加者は、会場51名、WEB申込者170名となっております。

次に4番「普及啓発用ポスター・グッズ等」についてです。高次脳機能障がいの普及啓発用グッズとして、これまで大阪府では令和2年度にクリアファイル、令和3年度にうちわ、令和4年度はポスターを作成いたしました。令和5年度は、桃山学院大学と福祉事業所と共同で、付箋とクリアファイルを作成いたしました。参考資料5として付箋とクリアファイルのデザインを付けておりますが、本日、委員の皆さま方にクリアファイルと付箋の実物を机の上に置かせていただいております。もし追加が必要という方であれば、何個かまだ予備がございますし、まとまった個数が必要ということであれば、後日郵送も承りますので、会議終了後、地域生活支援課の方まで、気兼ねなくお声掛けください。

グッズの工夫した点としましては、あえて高次脳機能障がいについての詳細な説明は載せずに「これは何だろう、何のグッズだろう？」と疑問や興味を持たせるようにしたこと、高次脳機能障がいのある方が、日ごろどのように工夫して過ごされているのかを知っていただくために、書かれている人や動物の絵があるかと思うのですが、そこにタイマーや外部刺激を和らげるためのサングラスや耳栓を持たせているなどしている部分です。二次元コードを載せておりますので、二次元コードを読み取っていただきましたら、大阪府障がい者自立相談支援センター高次脳機能障がいに関するページであったり、堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンターのページに飛べるようになっております。

来年度作成の普及啓発グッズについては今後検討していきますが、幅広い方に興味を持っていただけるよう、多角的にこういったものをつくっていくのかを検討していく予定です。

最後に、15ページ目をご覧ください。5番の「人材養成」についてご説明いたします。各研修の実施状況等について、先ほど障がい者自立相談支援センターの方から一部説明はありましたが、他のところも含めてあらためてご説明いたします。

市町村担当職員研修については、視聴できる期間を長く設定したところ、参加者数が倍増しました。次に地域支援者養成研修・相談支援従事者研修についてですが、演習に関して、受講者のニーズに合わせてWEBか対面かを選択可能としたところ、好評でした。

最後に、また同じく地域支援者養成研修と相談支援従事者研修に関してですが、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、高次脳機能障害支援者養成研修の修了者が加算対象となる予定です。これについては、令和6年の2月19日付で厚生労働省から高次脳機

能障害支援者養成研修の実施要綱を新たに定めた旨の通知があったところで、研修の実施主体は都道府県ということになっているのですが、厚生労働省の方でも、高次脳機能障害支援者養成研修の基準であったり、どういうルールでやっていくのかというところが固まっていない部分がありまして、事前の周知が現状乏しいこともありますので、現在国に細かい部分を確認中という状況です。そのため、令和6年度の研修の方向性については、現在整理中という状況になります。

資料の説明は以上です。さまざまな観点からご意見いただければと思います。こちらからは以上です、よろしくお願いします。

○部会長 ありがとうございます。はい、何かご質問はございますか。

発達障がいと認知症の違い・区別についてですが、そもそも発達障がいというのはよく高次脳機能障がいになりやすいという研究がありますし、アルツハイマーと脳血管障がいは、しばしば合併いたします。

どちらかといえば発達障がいかなと思っていても、高次脳機能障がいをちょっと診てくれる先生がいらっしゃったらその方がいいかもしれませんし、医学的にきっちり分類できるものでもないのかなというふうに、ビデオを見ながら思いました。

どうですか、誰か。感想でもご質問でもありましたら。よろしいでしょうか。

《議題3》

○部会長 それでは、その次は子どもさんの話。ご説明をお願いします。

○事務局 それでは議題3「高次脳機能障がい児支援の方向性について」、大阪府障がい福祉室地域生活支援課よりご説明いたします。資料3をご覧ください。ページ数で言いますと、18ページ目をご覧ください。高次脳障がい児に対する効果的な支援について、皆さまにご意見をいただきたいと考えております。

1番目の「子どもの高次脳障がい家族講座・交流会」の欄をご覧ください。令和5年12月15日に、高次脳障がいで困りごとを抱える当事者、家族が、情報を入手したり、思いや体験談を共有するための機会を提供するために、家族交流会を開催いたしました。

参加者、参加していただいた4名の方からは「他の家族の思いやお子さんの話を聞いてよかった」「当事者同士の話をもっと聞きたかった」「定期的を開催してほしい」などといった意見がありました。令和6年度につきましても引き続き開催していきたいと考えております。

次に、2番目の「高次脳機能障がい児の実態調査について」の欄をご覧ください。高次脳機能障がいの小児期発症の問題としまして、外見では高次脳機能障がいとは分かりにくく、周囲の理解を得ることが難しいため、学校生活における勉強や友達関係がうまくいかなることで孤立してしまい、症状の悪化や人格形成に悪影響を及ぼすなど、2次リスクが高いため、早い段階で適切な支援につなげていくことが必要と考えております。

以上のことから令和6年度に、子どもの高次脳機能障がいの支援ニーズや支援体制に係

る実態把握及び課題を提示し、理解促進のためのリーフレットなどの作成を行う団体等を募集し、事業を行うための事業費を補助金として交付することを考えております。

募集は、令和6年4月から予定しておりまして、医療機関や大学など、小児期発症の高次脳機能障がい児の支援に取り組む団体等からの応募を見込んでおります。

以上で、資料3「高次脳機能障がい児支援の方向性について」の説明を終わらせていただきます。さまざまな観点から、高次脳機能障がい児支援につきましてご意見をいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○部会長 はい、ありがとうございました。何かご質問、ご意見など。

私も何力所か、小学校か中学校に高次脳勉強会をやりましょうかと言ったら、先生方の強い反発がありました。此方は忙しい。まだこれ以上忙しいことをさせるのかと。

結局、皆さんご存じのように、特別支援計画を各学校で立てなければならないことになっています。それには高次脳機能障がいも入れてくださいというのは、次官通知で出ているんですね。だから、発達障がい非常に忙しいのは分かるけど、その一部に高次脳機能障がいを入れてという言い方がいいかもしれませんね。

そういう発達障がいの啓発等とタッグを組んで、やるということも大事ではないかと。やっぱり高次脳の、交通事故の子どもなんて、各学年で一人いるかいらないか。学校でも一人いるかいらないか。おそらく非常に数が少ない。少ないけど、看過する訳にはいきませんので、発達障がいの啓発とタッグを組むなどするのがいいかと思えます。

重度の人は、知的障がいと同じような支援でいいのではないかという意見もあります。あるいは注意欠陥性多動性障がいと非常に似たような子どももいらっしゃいます。ですから、全然別のアプローチ、治療法が要するというわけでもないと思えます。それらの分野との連携について、ご検討をよろしくお願いいたします

他に何か。子ども家庭センターさん、ご意見はございませんか。

○事務局 子ども家庭センターの新所長なんですが、本日は欠席です。

○部会長 そうですか、すみません。ということで、次にいきましょうか。次は、もう終わりですか。

《議題4 その他》

○事務局 議題としては、三つで終了なんですが、参考資料として、障がい者医療・リハビリテーションセンターの各機関、各センターさんがこの間、今年度取り組んでいただいた実績ですとか、来年度の実施予定というのを参考資料として入れさせていただいておりますので、またこれもご覧になっていただいて、こういう方向性でしていったらいいんじゃないかとかというご意見等がありましたら、また後ほどでも事務局の方にお寄せいただけたらと思えます。

○部会長 まあ、全部はまだ読んでいないと思いますが、表題だけを見て、これはというものがあれば。

前から私は聞いていますが、自動車運転評価モデル事業というのは、いつまでモデル事業扱いなのかなど。その点の説明をちょっとお願いしたいです。

○事務局 自動車運転評価モデル事業についてなんですが、自動車運転評価というのを府内の医療機関で、なかなか行われていないという状況がありまして、大阪府の方で、神経心理学的検査でどのような評価をしたらいいのかとか、自動車教習所で実車評価をして、安全に運転を再開できるための機会を提供しています。

そして、このモデルという名前なんですが、事例が少しずつたまっていった状況でして、この大阪府で実施している運転評価のパッケージをいろんな圏域の方で実施していただき、府民の方がお住まいの近くの医療機関で運転評価を受けていただけるように、今府内で展開をしてきているところです。

○部会長 その目処は、どれぐらいですか。例えば6年ぐらいで、それはだいたい終わりそうですか。

○事務局 今府内に二次医療圏域が8圏域あるんですが、今やっていただいているのが泉州圏域と北河内圏域と、あと大阪市から南河内の圏域とで、来年度ですね、令和6年度からは三島圏域の方で実施していただく予定になっています。残りの圏域についても、実施していただける医療機関を探して展開していきたいなと思っています。

すみません、8圏域の中には堺市も入っております。堺市さんは、もう率先してやっていただいているという状況です。

○部会長 モデルと言わないと広がらないのですか。事業って広げる際はモデルって付けるものなのでしょうか。圏域でそれを参考にしつつ、柔軟な形で広めていくのでよいと私は思うんですが、モデルと名前がついているものだから、大阪府でやっているものと同じようにしないといけない、モデルから外れてはいけないと考える人が出てくる可能性があり、如何なものかと思っています。

他に何か。この際。どんなことでも結構です。どうぞ。

○委員 先ほどの高次脳機能障がい者の普及啓発の方向性についての15ページのところで、来年度の報酬改定で、高次脳機能障がいの養成研修の修了者が加算対象になるということですが、補足で言われていたのが、国がやっていた養成研修と、府がやっている内容で差があるということですが、今まで行ってきた養成研修では、対象にはならないということでしょうか。それとも何か追加で、講習を受ければ対象になるという形になるのか。分からないのでお願いします。

○事務局 結論がまだ出ておらず、どういったものが加算対象の研修とみなされるのかといったところが、まだ厚生労働省の方でも、基準とか方向性が今日の時点でまだ示されていないという状況になっております。そこは現在確認中で、そのあたりが分かり次第、府の方向性を考えていけたらなと思っておりますが、現状は分からないという回答になってしまいます。

○部会長 就労継続支援B型が対象ですかね、生活介護は対象外でしょうか。

○事務局 生活介護も対象となっています。

○部会長 我々がやっているデイケアという中で行っているリハビリテーションは、医療機関のため今回は対象外となります。同様のことをやっておられるところもあると思うんですが。言いたいことはいっぱいありますが、まだ詳細が不明ということで。

できれば、大阪府に昔のように厚生労働省に飛んで行って、情報を入手してきていただきたいと思います。神奈川県などは毎日行っており、情報収集が非常に早いんです。そうしたことから、神奈川と情報に差が付いてしまうということがありました。昔の話ですけど。私が在籍していた時の話です。今は違うのかもかもしれませんが、できるだけ早く情報を取って、大阪府のやり方をやっていただけたら。

今まで国は、府のやり方を吸収するというようなことも多かったので、よろしくお願ひしたいと思います。他ございませんか。

○委員 すみません。この3月の頭だったんですが、うちの夫の通院支援の更新時期に伴い、今年は面接をさせてもらいたい。それは結構ですけどもと言って、来ていただいたんですね。その面接に来られた方というのが若い女性でしたが、夫は精神障がい者保健福祉手帳しか持っていないんですね。そうしたら、精神障がい者という前提でいらっしやいまして、区分認定調査に。やり取りがズれていると横で聞いていて思い、だいぶと経ってから、ご主人の持っていたらっしゃる手帳は精神のですよねと言われるので、そうですけどと言ったら、でも、服薬もされていないし、通院も受けていない、精神科に行っていたらしゃるわけでもなくてと夫のことをお話しされていましたので、はい、違いますよと。精神疾患ではありませんと。それで、こうこうこういうわけで、精神の手帳しか持っていないんですねというのを説明したら、高次脳機能障がい、ああって言われたんですね。いいや、聞いたことなかったのか、この人と思って、ちょっと今さらながら驚きました。

そんなこともあるので、まだまだってことだなあという気がします。なので、発達とかに行きがちなんだろうと思うんですが、やっぱり手帳のカバーの色だけを見て、精神なんだというのはちょっと違うので、夫の場合は。

それで、いろんなことを聞かれるわけですよ。妄想することがあるかとか、暴言を吐いたりするようなことがあるかとかいろんなことを、いかにもというようなことを聞かれるんですが、夫はないので、ありません、ありませんと言うと、どうも違う、あれ、おかしいなと思ひ始められたんだと思うんです。私はもう最初からやり取りがズれてるなと思ひていたんですが、そのレベルなんだな、まだと思ひました。失礼します。

○部会長 ありがとうございます。調査に来られたのはどこの何方なのでしょう。調査に来るんやったら、ちゃんと勉強してから来いと、私だったら追い返してしまうかもしれません。

○委員 私も同じことが先日ありまして、私は相談支援専門員で、比較的高次脳機能障がいの方をたくさん支援させてもらっているのですが、病院から直接ケースを受けてからの区分認定調査という流れで医師の意見書も付いているはずなんですが、障がい福祉課から調

査に来る予定の人が、「私はこのたび初めて高次脳機能障がいの区分認定調査をするので、ちょっと前もって教えてもらいに来ました」と来られました。まだ直接行っておらず、先ほどお話いただいたような失礼な事態にはならなかったので、こちらが申請者の状況やアセスメント表、モニタリング表などもしっかり見ていただいて、この部分に特化して書いてくださいというようなことも事前にお伝えして、調査に行っていたという形なんですけれども、やはり普及啓発するべきは、失礼ながら医師とMSWと、そして障がい福祉課の窓口及びその調査をする方々と相談支援専門員にまず普及啓発していく方がよいと思います。一般の方への普及啓発も必要だと思いますけれども、支援者向けの普及啓発をしていかないと、いつまでたっても先ほどのような、もう何年も寄り添っていただいているのに、残念な思いをその都度させないといけないという状況があるので、やっぱり支援者に向けてしっかり普及啓発する必要があるんじゃないかなという話を先ほどしていました。

加えて、先日とある近くの病院からこの人は医師から高次脳機能障がいがまさしくあるということを言われて、MSWから探し当てて、直接相談支援センターに電話していただいて、そしてすぐに対応させてもらって、地域移行をして、もうその方は社会復帰、働いておられたので、会社とも連携して、医師とMSWと役所と会社と家族に来ていただいて、理解をしていただいた上で、今ちょうど会社に戻って、リハビリに復帰中なんですけど、そういう連携がうまくできれば、本当にほんの2カ月で地域に戻っていけるケースもあるんだなということを実感しております。

そういうこともありましたということで、ぜひともそういうところにも普及啓発していただければなと思っております。以上です。

○部会長 日本の障がい福祉施策上、障がい者手帳は三種類しかないんですよね。もっと種類を増やしてほしいという意見もありますが、それはなかなか難しいから、無理やり三種類のどれかに当てはめている。精神の中にはてんかん発作だけで、妄想もなければ何もなければ、やっぱり自立支援医療とか、そういうサービスは使いたいという方もいらっしゃる。精神科に通っていて、幻覚、妄想がないと精神障害者手帳がもらえないわけではぜんぜんないので、そういった観点も踏まえて啓発をお願いします。

他にございますか。感想でも何でもいいですので、よろしくお願ひいたします。

○事務局 まず、前半の三つの議題については、あらかじめご説明もいただいていたんですが、私がこの会に参加させていただくようになって、もう、どれぐらいかな、3年ぐらいになるんでしょうか。当初言っていたことが少しずつ、先ほどの動画とか、YouTubeでの配信とか、そういうことが少しずつ形になってきているなということで、素晴らしいなと思って前半部分はお聞きしていました。

今の事例ですよ、当事者にしか分からないつらい思いをされることは、やっぱりまだあったというのがよく分かって、僕も役所のことは分からないんですが、訪問する前に教えてもらいに来ましたという人の対応は素晴らしくて、そうあるべきで、前半の事例の方がご主人の記録を読まれて行ったのかどうか分からないんですが、もし何も知らずに、何の準備も

せずに行ったとしたら、それは大変失礼なことで、その情報が担当者が変わっても、部署が変わっても縦割りではなくて、セクショナリズムではなくて、みんなが共有して、一人の方に当たるといふ、その連携が役所の中ではどうなっているのかなと思って、残念に思いながら聞いていました。以上です。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 この間、人材養成の研修等につきましては、大阪府さんに主催していただいている研修に大阪市の支援員等につきましても参加をさせていただいておりました、こういった機会に現場の支援の質の向上というものが図れるということは、大変ありがたいことかなと思っておりますので、また引き続きお願いできたらと思っております。

せっかく発言の機会をいただきましたので、ちょっとご質問をさせていただきたいのですが、この地域支援ネットワークの構築につきましては、先ほど部会長からも、中心となる病院の存在が大きいのというお話もいただいたのですが、地域においてもかなり温度差があるのかなと思っておりました、こういったネットワークの構築についても、行政側の立ち位置というのか、そういったものは地域によっても違うのかもしれないんですが、行政がどういったスタンスで関わってきているのかというのを教えていただければと思いました。よろしく願いいたします。

○部会長 大阪市の、更生療育センターさんには大変お世話になっています。たくさんの方がリハビリを受けていますし。それから、もともと市立であった公立大学附属病院は、子どもさんの診療、高次脳の診療であったり、味覚・嗅覚障がい診療にも力を入れていただいています。何か大阪府の方から行政と医療機関、あるいは他機関との関係性やスタンスについて。いかがでしょうか。

○事務局 行政の立ち位置についてですが、高次脳機能障がいでお困りの方については、二次医療圏域単位でスムーズに連携を取り合えるような支援体制をつくっていただけるところであります。次に行政機関についてですが、大阪府は府域全体の広域的な支援を行っていくとともに、圏域の困りごとに対して、専門的な見地からの助言等援助を行うと。一方で、市町村については、身近な相談窓口として、住民の方等の相談を承る機関として、高次脳機能障がいについての理解を深めていただいて、専門的な知識を身に付けていただきつつ、高次脳機能障がいの方を身近な市町村で相談を承れるようにするという体制を作っていただけると考えています。

○事務局 市町村さんの方で、当事者さんの方で、やはり医療的ケアを必要とされているニーズというのがやっぱり年々高まってきているんじゃないかなというふうに思います。市町村も、窓口でも、病院と連携する機会というのが増えてきていると感じておられるところも、市町村からお聞きしますので、そうした意味でも、高次脳機能障がいであったり、医療的ケア児・者を支援している病院なり、他職種の方々と、まずは市町村がつながっていただいて、その相談者が来られたときにつなげていただく役割を市町村さんが担っていただけたらありがたいなと大阪府の方では思っております。

令和6年度の報酬改定で、相談支援事業所の方も含め、高次脳機能障がいの養成研修を受けた方がおられ、かつそうした方が職員として配置等なされた場合は、支援体制加算が付くというような形になりましたので、計画相談も、相談支援専門員さんとも連携していただいて、そういったつながりというのを築いていただいて、その各支援機関をネットワーク体制まで構築していただけたら、大変ありがたいなと思っているところです。

○部会長 私は他府県についてきっちり調べたわけではないんですが、大阪というのは非常に特殊で、大阪府の主要な施設が皆大阪市に建てられているわけですね、逆に言うと。だから、大阪市さんも、大阪府でやっていることと完全に切り分けるということは難しいのではないのでしょうか。

確かにおっしゃられたように、相談とか、あるいは行政の福祉施策、そういうことになりますと、やっぱり大阪市としても取組んでいただきたいと大阪府としては考えられているのではないかと。

大都市特例を全部調べたわけではないんですが、京都市と札幌市であったり、大きな市は皆高次脳機能障がい支援取組事業をやっておられる一方で、大阪市は抜けてるんじゃないかなと思っておりますので、私としては大阪府の施設をさらにまた別につくるというわけではなくて、大阪市として行うという方向で、ぜひ考えていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。何か他にご意見があったら。

○委員 去年も言ったかもしれないのですが、大阪府医師会は、認知症や発達障がいの対応力向上研修を大阪府から委託を受けて行っています。もし、可能であれば、高次脳機能障がいの対応力向上研修の事業予算を付けていただけたらというのが希望です。

もう少し認識が広まり、ニーズがどのくらいあるかということにもなりますが、産業医の研修の中に取り入れてみることも考えてもいいと思いました。

あと、医療的ケア児への支援の取り組みは、大阪府内では一生懸命やっているのですが、そういった視点からのご提案を大阪府からいただければ、また何か応えていける方向も考えられるかと。それから、高齢になられたら、だいたい同じケアでいいということでしたら、ケアマネジャーや介護従事者に対する研修も充実させていけばいいかと思いました。

○部会長 ありがとうございます。あと何か。何でも結構です。感想を言っていただけたら。

○事務局（大阪急性期・総合医療センター） 実際外来で、自分の受け持ちの患者さんで、そういう方がいらっやってずっとフォローしていたりなど、してはいるんですが、やはり先ほどおっしゃられたように、医師自身がまだ勉強不足というところもあります。私自身もそういうふうに思いますし、また新しくリハ医になる先生方がぽつぽつ出てきていますが、そういう方への教育とか、そういうのもしっかりしていけないんじゃないかなと思いました。

最近、高次脳機能障がい外来をやっているというようなホームページに載せているようなクリニックであったりとか、リハビリ病院とか、そういう情報も耳にするので、そんな感じで少しずつ高次脳に関わっていきこうというところが増えていて、連携できたらいいの

かなと考えます。以上です。

○部会長 ありがとうございます。他いかがでしょう。だいたいそんなところですか。何か言いますか。こちらにたくさんいらっしゃるけど、何か言い忘れたこととか、ありませんか。医療監、何かないでしょうか。

○医療監 本日は先生方、本当に貴重なご意見、そして、今日は生の声といいますか、実際にこういうことで困っていますということをしっかりと教えていただいて、本当に有難く思っております。

私も3年前からこの会に参加をさせていただいております、この取り組みは進んでいると自分も感じております。一方で本事業は華々しいものではございませんが、やっぱり地道にこういった取り組みを続けていかなければいけない。まだまだ道半ばなんだなと考えております。

行政としても、当然予算をどうやって獲得していくかということも一つ必要なわけですが、高次脳機能障がいの方々の皆さま方、数的にはやはり、先ほどの話でもありましたようにそれほど人数が多くないというところで、苦勞しております。やはりわれわれも努力をしていかなければいけないところですが、一足飛びに本当はやればよいんですが、例えば学校の授業の項目に組み込むことができれば、もっと子どもたちが理解を深めて大人になってもらうということができると思いますが、学校現場も大変だということで、先ほど断られたという話もありましたが、実際にはうまくいかないことも多々ございます。やはり世間にも知っていただけるようにするには、少しずつでもいいからいろんな関係機関の皆さん方のお力をいただきながら、私どもも頑張っていく必要があるのかなというふうに思っております。

引き続き委員の先生方にお力添えいただいて、行政としても努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○部会長 高次脳機能障がいというのは、やはり多くの方は、救命救急センターとか、あるいは脳卒中センターを卒業して、回復期を出て、それから血圧の管理とか、場合によったら泌尿器科、耳鼻科、いろんなところへ通われる。頭の障がいというのは、広範囲の部分で、もちろん精神科にも行かれています。そんなことで、そうしながら就労継続支援B型に通ったり、A型に通ったり、就労移行支援事業所に通ったりというような、それは精神障害者手帳があればこそなんですが、そういう福祉の施策がいろいろ要りますと。

ということで、非常に両方にまたがっているものだと思います。障がいの中でだと思いますが、病気の中ででもあります。

それでは、大阪府の福祉と医療の要、両股に足掛けておられる医療監という立場で、今後とも股裂けになることなく、ぎゅっとしめて、両方のかじを取ってやっていただきたいと思いました。

そうしたら、もう今のを閉会のあいさつということにさせていただいて、終りにしたいと思っております。どうも本日はありがとうございました。

○司会 本日は長時間ご審議いただき、ありがとうございました。また、実体験に基づく問題提起もしていただきまして、いただいたご意見は、来年度の事業の参考とさせていただいて、またこの場でいいご報告をさせていただくように取り組んでいきたいと思えます。また、本日ご議論いただいた部分について、議事録について公開をさせていただきますので、場合によっては趣旨確認をさせていただく場合もありますので、その際にご協力をお願いいたします。

それでは、これを持ちまして令和5年度の第2回の高次脳部会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(終了)